

社会福祉法人指導事業

1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人の設立や定款変更等の認可及び法人や施設の実地あるいは書面での監査指導を実施します。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- ・社会福祉法人等指導監査業務は本庁において一元的に実施（平成17年度から）
- ・指導監査は、地域福祉課（指導監査スタッフ）と各事業課が共同実施
- ・地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置
- ・社会福祉法人（松江市内に本部が所在し、市内のみで事業を行う法人）の指導監査業務等は、平成20、21年度で松江市に権限委譲

(2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成24年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法、障害者自立支援法

(3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

3 平成24年度予算額

806千円

(担当課 地域福祉課)